

2020年3月10日

教職員の皆さん

公立大学法人 埼玉県立大学 理事長 田中 滋

### 新型コロナウイルス感染症対策について

すでに2020年1月30日付で学長から皆様へ通知しているところですが、その後の状況変化を踏まえ、取り扱いを時点修正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 1 普段の対策

- 自分が感染しない、また、他人を感染させないため、以下の対策に努めてください。
  - (1) 個人での対策： ①手洗い、 ②マスク着用、③うがい
  - (2) 免疫力アップ： ①保温・保湿、②栄養、 ③休息・睡眠
  - (3) 環境の整備： ①消毒、 ②換気、 ③流水洗浄
- 「(1) 個人での対策」で一番重要なのは、「①手洗い」です。
- また、「(3) 環境の整備」のうち「②換気」は意識的に行うようにしましょう。
- 「①消毒」や「③流水洗浄」は、必要に応じての対応となります。
- 時差出勤等に努めてください。

#### 2 風邪のような症状がある場合

- 自宅で静養するなど、出勤を控えてください。
- 特に実習先など、外部の協力団体には、絶対に行かないでください。
- 直属の上司に報告してください。
- 国の方針に則り、医療機関を受診してください。
- 静養にあたり、病気休暇や年次有給休暇を活用してください。

#### 3 新型コロナウイルス感染症が強く疑われる場合（濃厚接触者として調査対象となった場合など）

- 大学には絶対に来ないでください。
- 直属の上司に報告してください。
- 大学の危機管理担当窓口へ報告してください。(TEL：090-7184-4244)
- 保健所等の指示に従ってください。
- 自宅療養、自宅待機にあたっては、「職務専念義務免除」の対象となります。
- 保健所、医療機関等から新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断されたときから、検査に必要な期間及び健康状態の観察期間を対象期間とします。
- 医師の証明書等、職務専念義務免除に係る届出書類は、事務局総務担当とします。

#### 4 新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された場合

- 大学には絶対に来ないでください。
- 直属の上司に報告してください。
- 大学の危機管理担当窓口へ報告してください。(TEL：090-7184-4244)
- 保健所等の指示に従ってください。
- 医療機関から完治したと判明されるまで「病休」となります。
- 医師の証明書等、「病休」に係る届出書類は、事務局総務担当とします。

#### 5 同居の家族など、濃厚接触者が新型コロナウイルス感染症陽性となった場合

- 自宅で静養するなど、出勤を控えてください。
- 直属の上司に報告してください。
- 大学の危機管理担当窓口へ報告してください。(TEL：090-7184-4244)
- 保健所等の指示に従ってください。
- 自宅療養、自宅待機にあたっては、職務専念義務免除の対象となります。
- 保健所、医療機関等から新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断されたときから、検査に必要な期間及び健康状態の観察期間を対象期間とします。
- 医師の証明書等、職務専念義務免除に係る届出書類は、事務局総務担当とします。

○埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター (TEL: 0570-783-770 (24時間受付))

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/shingatacoronavirus2.html>

※埼玉県外にお住まいの方は、各都県ホームページで該当の相談窓口を確認してください。